

公示番号：170431

国名：キルギス

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月中旬から2017年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月1日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キルギスの農業は、対 GDP 比 17.1% 及び輸出額の約 20.4% (約 20,779 百万ソム) (約 3 億 USD) を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。そのうち畜産業は農業生産額の約 49% を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後周辺諸国への輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月にユーラシア経済連合 (Eurasian Economic Union (EAEU)) の加盟国となり様々な制度を順守しなければならず、乳製品の品質や製造プロセスの安全性についても定められた基準を満たす必要がある。しかしながら、現状ではそれらの基準を十分に満たすことができず、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのための検査体制の整備が急務となっている。そこで、キルギス政府からの要請を受け、JICA は「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン (M/P) プロジェクト」(2015 年 8 月～2017 年 1 月) を実施し、5 つの優先プロジェクトを選定した。このうち乳・乳製品生産分野では、国内最大の生乳生産地であるチュイ州を対象に搾乳衛生技術改善を目的とする技術協力「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」(2017 年 6 月～2022 年 6 月) の実施が決定された。

他方、自国内を含めた EAEU 加盟国内にキルギス製の乳・乳製品を流通させるためには、その品質や安全性が EAEU の要求基準を満たしていることを国として保証することが要求されているが、そのための検査機材と人材の不足、及び脆弱な関係機関による検査体制により十分な対応ができていない。そこで、キルギス政府は、乳・乳製品フードバリューチェーン各段階の検査を担当する 3 省庁 (経済省、保健省及び獣医衛生検査院) の検査機関を対象とし、検査の信頼性確保と検査機関の人材育成を目的とした乳品質向上のための食品検査人材育成プロジェクトの協力を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、キルギスの乳品質向上のための食品検査人材育成に係る現状及び課題等を確認し、収集した情報を分析・整理したうえで、キルギス側とプロジェクトの協力の枠組み (上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、指標、協力期間、実施体制、投入等) について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書 (M/M : Minutes of Meetings) の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) を確認するために、必

要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017 年 8 月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき担当分野に係る情報を検討し、キルギス側関係機関(C/P 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。
- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) (和文・英文) 案、PO (Plan of Operations) (和文・英文) 案を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 8 月中旬～9 月上旬)

- ① JICA キルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する (要請書や関連報告等の内容を踏まえた上で、キルギス側関係機関のニーズを確認する。)
- ④ JICA キルギス事務所を通じて、あるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
- ⑤ 質問票調査を踏まえ、インタビューを通じて、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ア) キルギスの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) キルギスの案件関連分野における開発動向
 - ウ) 我が国援助方針との関連
- ⑥ キルギス側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑦ 調査団及びキルギス側関係機関と協議の上、PDM (案)、PO (案) の作成に協力する。
- ⑧ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) (案) (英文) 及び M/M (案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑨ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点から事前評価表の作成に協力する。
- ⑩ プロジェクトにて供与する資機材の見積もり (概算) 取得に協力する。
- ⑪ 担当分野に係る現地調査報告書 (和文・英文) を作成し、団内に共有し、JICA キルギス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 9 月上旬～9 月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (3) のすべてとする。

- (1) 担当分野に係る現地調査報告書 (和文・英文)

(2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
上記(1)～(2)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、
「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>
を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒モスクワ⇒キルギス⇒モスクワ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月19日～2017年9月8日を予定して
います。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定し
ています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- エ) 食品検査・検査体制構築 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAキルギス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の
とおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、
職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上
英語⇄ロシア語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へ
のアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要
となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
JICA 現地事務所内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8449) にて配布します。
 - ・乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト
食品検査体制整備にかかる報告書
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・キルギス国 酪農産業にかかる情報収集・確認調査 ファイナルレポート
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014338.html>)
 - ・キルギス国 乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト
ファイナルレポート
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030005.html>)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上